

2025 年農林業センサス-農林業経営体調査-
結果の概要（概数値）
[2025 年 2 月 1 日現在]

愛知県県民文化局県民生活部統計課

目 次

第1 結果の概要 1

第2 統計表

第1表 農林業経営体数 1 1

第2表 組織形態別経営体数（農業経営体） 1 2

第3表 耕地種類別経営耕地面積（農業経営体） 1 3

第4表 農業所得依存度別経営体数（旧主副業別農業経営体数）
(個人経営体) 1 4

第5表 年齢別基幹的農業従事者数（個人経営体） 1 5

第3 調査の概要 1 7

第1 結 果 の 概 要

- 農林業経営体数は 19,149 経営体で、前回（2020 年調査）に比べ 7,966 経営体（29.4%）減少しています。

このうち、農業経営体は 19,031 経営体で、前回に比べ 7,862 経営体（29.2%）の減少となっています。林業経営体数は 342 経営体で、前回に比べ 156 経営体（31.3%）の減少となっています。

※ 1 経営体で農業経営体と林業経営体の両方に該当する場合は、それぞれに計上されています。

- 農業経営体の法人経営体は、688 経営体で、前回に比べ 70 経営体（11.3%）の増加となっています。

このうち、会社は 567 経営体で、前回に比べ 51 経営体（9.9%）の増加となっており、法人化している経営体の 82.4% を占めています。

- 経営耕地面積規模別に農業経営体数をみると、前回に比べ 5 ha 未満の層は減少となっているものの、5 ha 以上の各層はいずれも増加となり経営規模の拡大がみられます。

- 農業経営体のうち個人経営体の基幹的農業従事者数（仕事が主で、主に自営農業に従事している世帯員）は 28,572 人で、前回に比べ 11,587 人（28.9%）減少となっています。

(注1) 「農業経営体」とは、以下のいずれかの条件を満たす事業を行う者をいいます。

ア 経営耕地面積が 30a 以上。

イ 農作物の作付面積、家畜の飼養頭羽数、またはその他の事業規模が一定基準以上。

ウ 農作業の受託事業を行っている。

(注2) 「林業経営体」とは、以下のいずれかの条件を満たす事業を行う者をいいます。

ア 保有山林面積が 3ha 以上かつ過去 5 年間に林業作業を行うか森林経営計画を作成している。

イ 委託を受けて育林を行っている。

ウ 委託や立木の購入により過去 1 年間に 200 m³ 以上の素材生産を行っている。

1 農林業経営体

農林業経営体数は、19,149 経営体で、前回に比べ 7,966 経営体（29.4%）の減少となっています。

このうち、農業経営体は 19,031 経営体、林業経営体は 342 経営体で、前回に比べ 7,862 経営体（29.2%）、156 経営体（31.3%）それぞれ減少となっています。（表1、統計表第1表）

表1 農林業経営体数

単位：経営体、%

区分	農林業経営体	農業経営体	林業経営体
2025年	19,149	19,031	342
2020年	27,115	26,893	498
対前回増減率	△ 29.4	△ 29.2	△ 31.3

注：1 経営体で農業経営体と林業経営体の両方に該当する場合は、それぞれに計上されています。

2 農業経営体

(1) 農業経営体数

農業経営体数のうち、個人経営体は 18,302 経営体で、前回に比べ 7,926 経営体 (30.2%) 減少となっています。一方、団体経営体は 729 経営体で、前回に比べ 64 経営体 (9.6%) 増加となっています。(表2、統計表第1表)

表2 農業経営体数

単位：経営体、%

区分	農業経営体	個人経営体	団体経営体	法人経営体
2025年	19,031	18,302	729	688
2020年	26,893	26,228	665	618
対前回増減率	△ 29.2	△ 30.2	9.6	11.3

(2) 組織形態別経営体数

組織形態別に農業経営体数をみると、法人化している経営体は 688 経営体 (全体に占める割合 3.6%)、法人化していない経営体は 18,341 経営体 (同 96.4%)、地方公共団体・財産区は 2 経営体 (同 0.0%) となっています。

前回に比べ法人化している経営体は 70 経営体 (11.3%) の増加となり、法人化していない経営体は 7,931 経営体 (30.2%)、地方公共団体・財産区は 1 経営体 (33.3%) それぞれ減少となっています。(表3)

また、法人化している経営体の内訳をみると、会社は 567 経営体 (法人化している経営体全体に占める割合 82.4%)、農事組合法人は 54 経営体 (同 7.8%)、各種団体は 22 経営体 (同 3.2%)、その他の法人は 45 経営体 (同 6.5%) となっています。

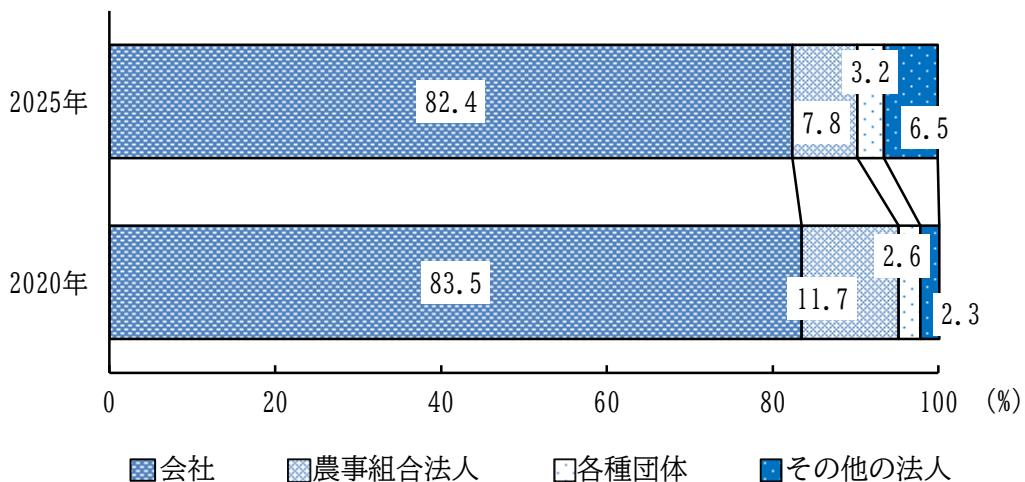
(表3、図1、統計表第2表)

表3 組織形態別農業経営体数

単位：経営体、%

区分	計	法人化している経営体	法人化していない経営体	地方公共団体・財産区
2025年	19,031	688	18,341	2
構成比	100.0	3.6	96.4	0.0
2020年	26,893	618	26,272	3
対前回増減率	△ 29.2	11.3	△ 30.2	△ 33.3

図1 法人化している経営体の構成割合



(3) 経営耕地面積規模別経営体数

経営耕地面積規模別に農業経営体数の増減率をみると、前回に比べ1ha未満は33.7%、1～5haは27.7%それぞれ減少となっています。一方、5～10haは7.1%、10～20haは3.8%、20～30haは5.5%、30～50haは13.5%、50～100haは20.2%、100ha以上は52.0%それぞれ増加となっています。(表4、図2)

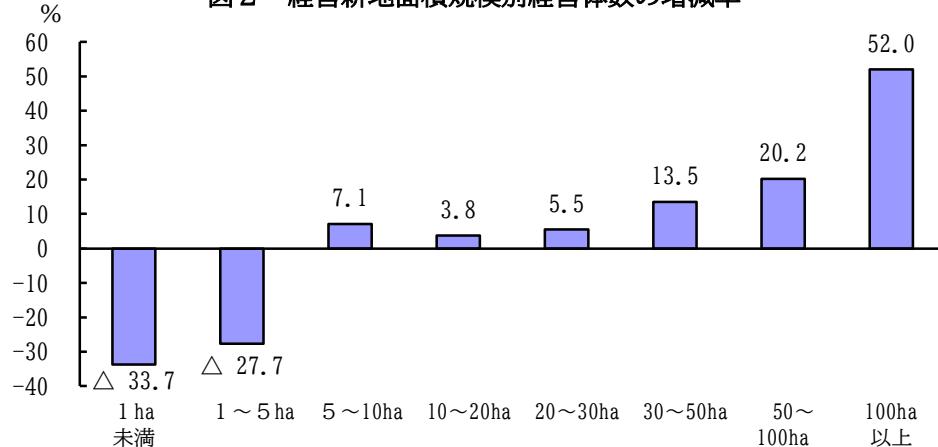
表4 経営耕地面積規模別経営体数

単位：経営体、%

区分	計	1ha未満	1～5ha	5～10ha	10～20ha	20～30ha	30～50ha	50～100ha	100ha以上
2025年	18,073	11,998	5,047	484	191	96	118	101	38
構成比	100.0	66.4	27.9	2.7	1.1	0.5	0.6	0.6	0.2
2020年	26,006	18,084	6,982	452	184	91	104	84	25
対前回増減率	△ 30.5	△ 33.7	△ 27.7	7.1	3.8	5.5	13.5	20.2	52.0

注：「1ha未満」には、経営耕地面積が0の客体を含まない。

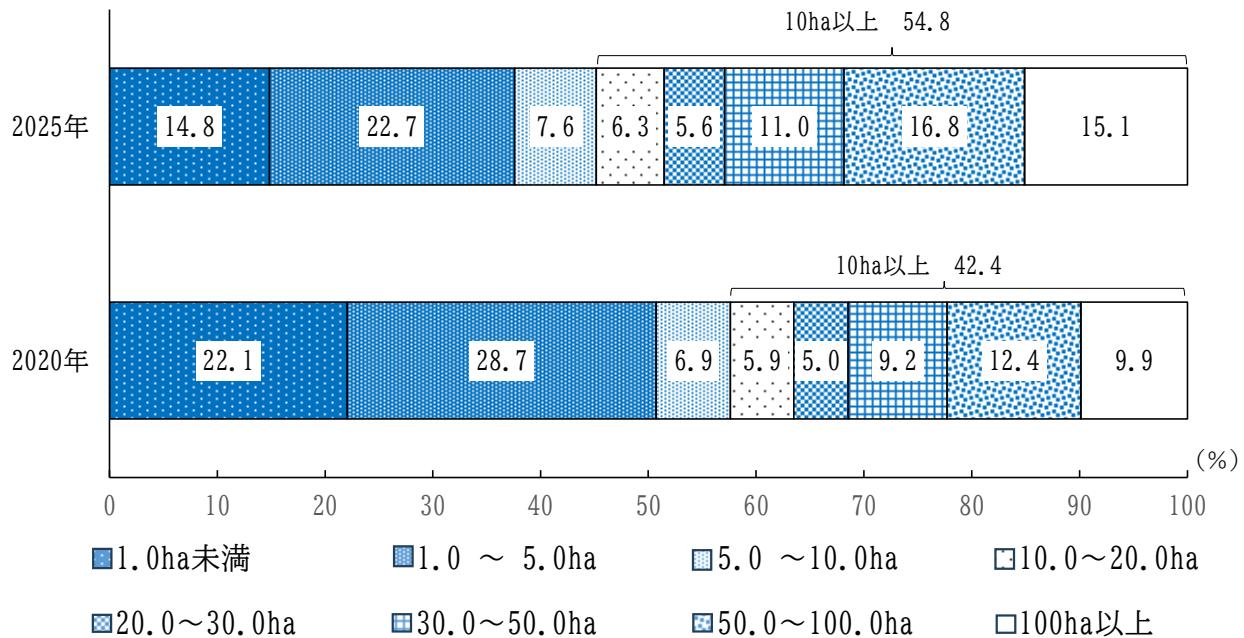
図2 経営耕地面積規模別経営体数の増減率



(4) 経営耕地面積の集積割合

経営耕地面積規模別に農業経営体の経営耕地面積の集積割合をみると、1ha未満は14.8%、1~5haは22.7%で、前回に比べ7.3ポイント、6.0ポイントそれぞれ低くなっています。一方、5~10haは7.6%、10ha以上は54.8%で、前回に比べ0.7ポイント、12.4ポイントそれぞれ高くなっています。(図3)

図3 経営耕地面積規模別経営耕地面積の集積割合



(5) 耕地種類別経営耕地面積

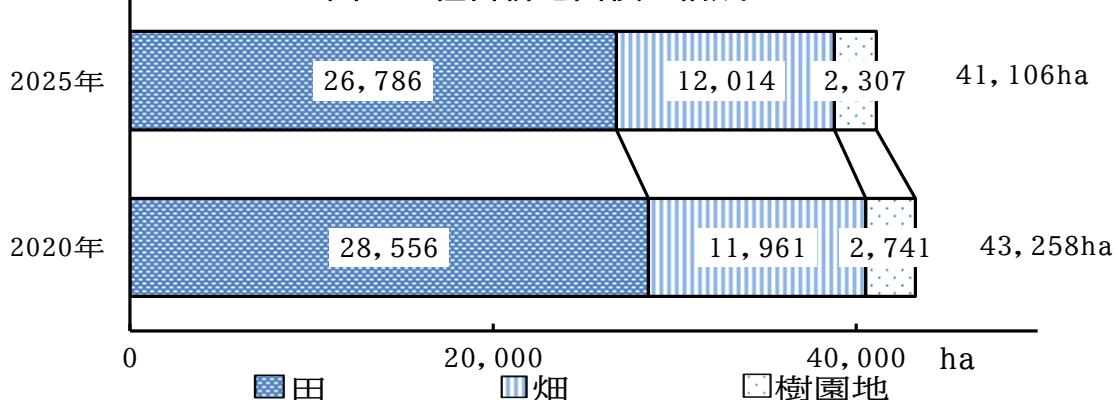
農業経営体の経営耕地面積は41,106haで、前回に比べ2,152ha(5.0%)の減少となっています。このうち、借入耕地面積は23,450haで、前回に比べ1,784ha(8.2%)の増加となっています。

耕地種類別にみると、田は26,786ha(全体に占める割合65.2%)、畑は12,014ha(同29.2%)、樹園地は2,307ha(同5.6%)となっています。

前回に比べ田は1,770ha(6.2%)、樹園地は434ha(15.8%)それぞれ減少となっています。一方、畑は53ha(0.4%)増加となっています。

なお、経営耕地のある農業経営体の1経営体当たりの平均経営耕地面積は2.3haで、前回に比べ0.6ha(35.3%)の増加となっています。(図4、統計表第3表)

図4 経営耕地面積の構成



(6) 水稲作付面積別の農業経営体数

販売目的で水稻を作付けした農業経営体は 9,143 経営体で、前回に比べ 5,884 経営体 (39.2%) 減少となっています。

水稻作付面積規模別に農業経営体数をみると、3～5ha は 137 経営体、5～10ha は 158 経営体で、前回に比べ 8 経営体 (6.2%)、4 経営体 (2.6%) それぞれ増加となっています。

一方、それ以外の各層はいずれも減少となっています。

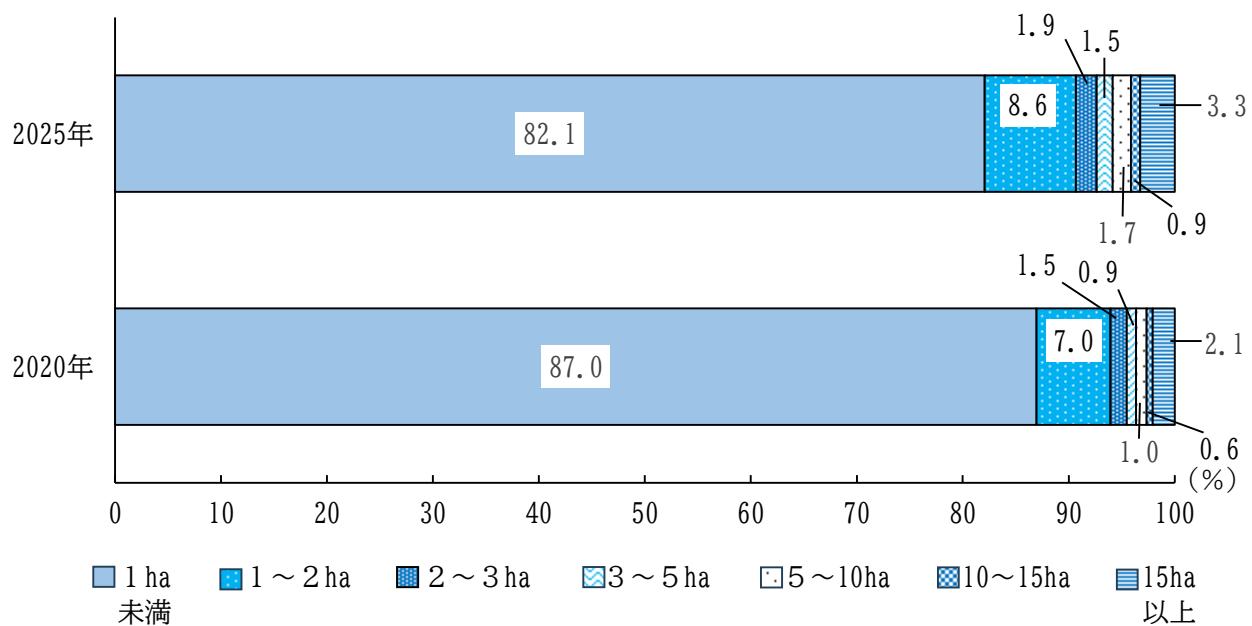
これを構成割合でみると、1ha 未満は 82.1% で最も多く、次いで 1～2ha は 8.6%、15ha 以上は 3.3% の順となっています。(表5、図5)

表5 水稲作付面積別の農業経営体数

単位：経営体、%

区分	計	1ha 未満	1～2ha	2～3ha	3～5ha	5～10ha	10～15ha	15ha 以上
2025年	9,143	7,503	788	178	137	158	81	298
構成比	100.0	82.1	8.6	1.9	1.5	1.7	0.9	3.3
2020年	15,027	13,068	1,050	229	129	154	88	309
対前回増減率	△ 39.2	△ 42.6	△ 25.0	△ 22.3	6.2	2.6	△ 8.0	△ 3.6

図5 水稲作付面積規模別農業経営体数の構成割合



(7) 農産物販売金額規模別経営体数

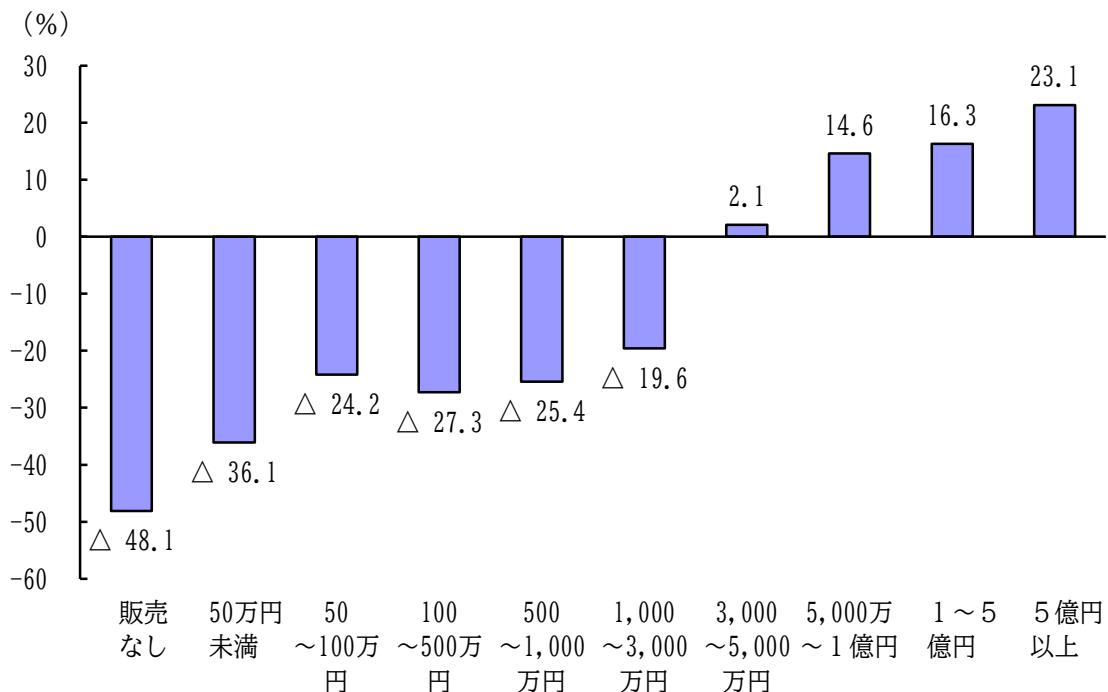
農産物販売金額規模別に農業経営体数の増減率をみると、前回に比べ販売なしは 48.1%、50 万円未満は 36.1%、50～100 万円は 24.2%、100～500 万円は 27.3%、500～1,000 万円は 25.4%、1,000～3,000 万円は 19.6% それぞれ減少となっています。一方、3,000～5,000 万円は 2.1%、5,000～1 億円は 14.6%、1～5 億円は 16.3%、5 億円以上は 23.1% それぞれ増加となっています。(表6、図6)

表6 農産物販売金額規模別経営体数

単位：経営体、%

区分	計	販売なし	50万円未満	50～100万円	100～500万円	500～1,000万円	1,000～3,000万円	3,000～5,000万円	5,000万円～1億円	1～5億円	5億円以上
2025年	19,031	2,048	4,925	2,345	3,589	1,534	2,828	922	565	243	32
構成比	100.0	10.8	25.9	12.3	18.8	8.1	14.8	4.8	3.0	1.3	0.2
2020年	26,893	3,948	7,711	3,093	4,938	2,056	3,516	903	493	209	26
対前回増減率	△ 29.2	△ 48.1	△ 36.1	△ 24.2	△ 27.3	△ 25.4	△ 19.6	2.1	14.6	16.3	23.1

図6 農産物販売金額規模別経営体数の増減率



(8) 農産物販売金額1位の部門別経営体数

農産物販売金額1位の部門別に農業経営体数の構成割合をみると、稲作は34.7%で、前回に比べ4.2ポイント低くなっています。一方、露地野菜は20.3%、施設野菜は12.3%花き・花木は12.0%、果樹類は14.0%、畜産は2.7%で、前回に比べ0.1ポイント、0.8ポイント、1.0ポイント、1.3ポイント、0.1ポイントそれぞれ高くなっています。

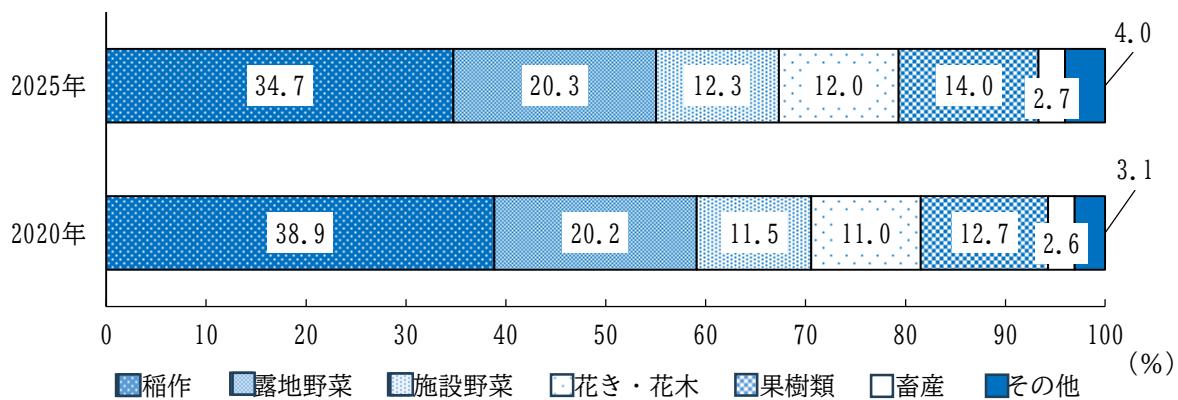
(表7、図7)

表7 農産物販売金額第1位の部門別経営体数

単位：経営体、%

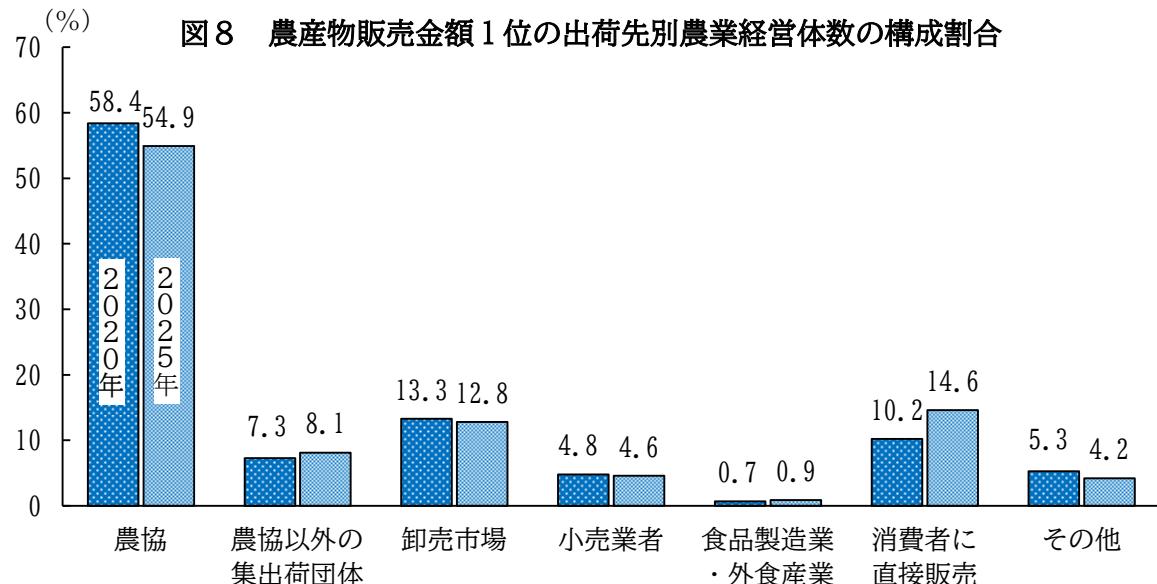
区分	計	稲作	露地野菜	施設野菜	花き・花木	果樹類	畜産	その他
2025年	16,983	5,900	3,445	2,087	2,035	2,380	453	683
構成比	100.0	34.7	20.3	12.3	12.0	14.0	2.7	4.0
2020年	22,945	8,916	4,639	2,637	2,515	2,924	606	708
対前回増減率	△ 26.0	△ 33.8	△ 25.7	△ 20.9	△ 19.1	△ 18.6	△ 25.2	△ 3.5

図7 農産物販売金額1位の部門別農業経営体数の構成割合



(9) 農産物販売金額1位の出荷先別にみた農業経営体数

農産物販売金額1位の出荷先別に農業経営体数の構成割合をみると、農協は54.9%で最も多く、次いで消費者に直接販売は14.6%、卸売市場は12.8%、農協以外の集出荷団体8.1%、小売業者は4.6%、その他は4.2%、食品製造業・外食産業は0.9%の順となってています。(図8)



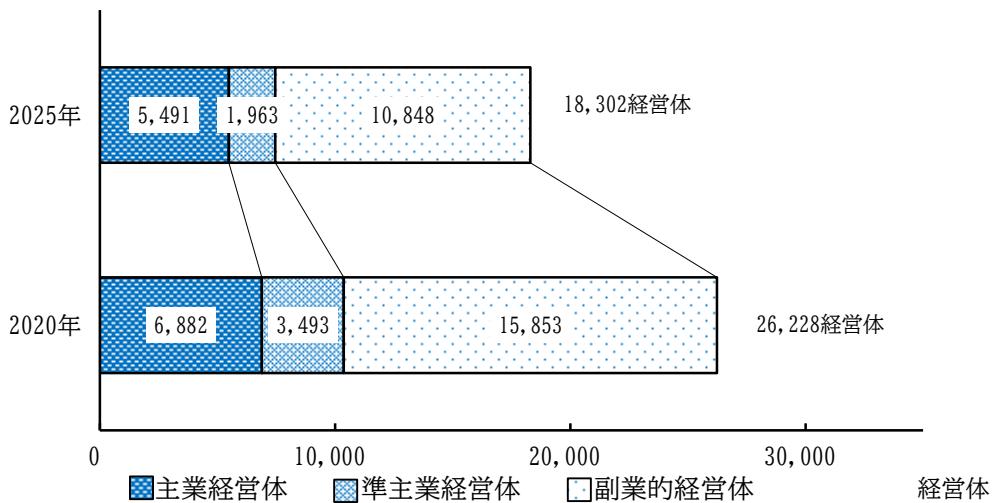
(10) 主副業別農業経営体数（個人経営体）

農業経営体のうち個人経営体を主副業別にみると、主業経営体は5,491経営体（個人経営体に占める割合30.0%）、準主業経営体は1,963経営体（同10.7%）、副業的経営体は10,848経営体（同59.3%）となっています。

前回に比べ主業経営体は1,391経営体(20.2%)、準主業経営体は1,530経営体(43.8%)、副業的経営体は5,005経営体(31.6%)それぞれ減少となっています。

(図9、統計表第4表)

図9 主副業別農業経営体数（個人経営体）の構成



(11) 基幹的農業従事者数（個人経営体）

農業経営体のうち個人経営体の基幹的農業従事者数は28,572人で、前回に比べ11,587人(28.9%)の減少となっています。

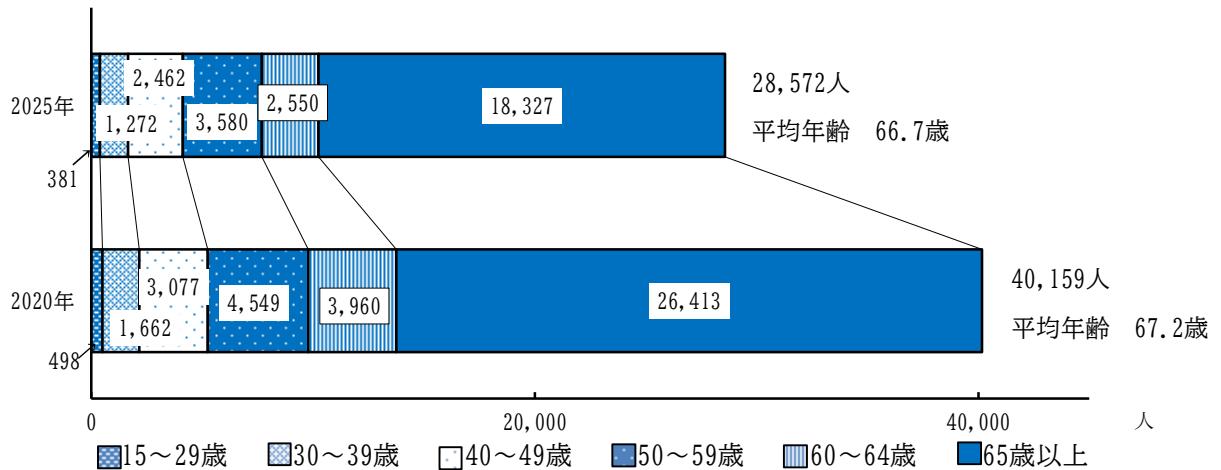
なお、平均年齢は66.7歳となり、前回に比べ0.5歳低くなっています。

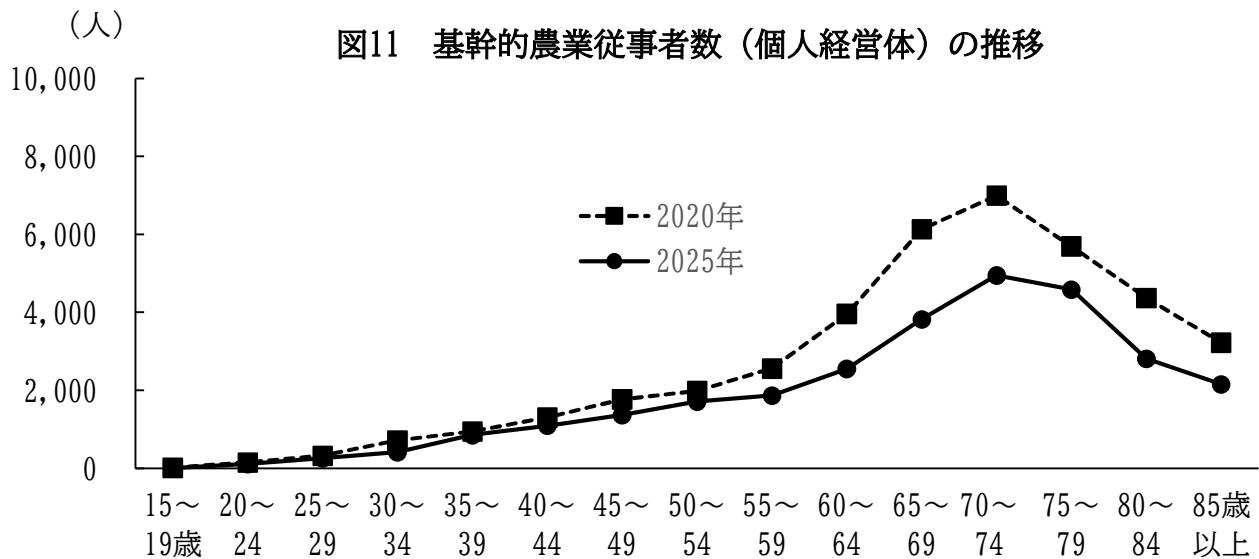
また、年齢別基幹的農業従事者数をみると、「15~29歳」が381人(全体に占める割合1.3%)、「30~39歳」が1,272人(同4.5%)、「40~49歳」が2,462人(同8.6%)、「50~59歳」が3,580人(同12.5%)、「60~64歳」が2,550人(同8.9%)、「65歳以上」が18,327人(同64.1%)となっています。

前回に比べ「15~29歳」が117人(23.5%)、「30~39歳」が390人(23.5%)、「40~49歳」が615人(20.0%)、「50~59歳」が969人(21.3%)、「60~64歳」が1,410人(35.6%)、「65歳以上」が8,086人(30.6%)いずれも減少となっています。

(図10、図11、統計表第5表)

図10 年齢別基幹的農業従事者数（個人経営体）の構成





3 林業経営体

(1) 林業経営体数

林業経営体のうち、個人経営体は302 経営体、団体経営体は40 経営体となり、前回に比べてそれぞれ 141 経営体 (31.8%)、15 経営体 (27.3%) 減少となっています。

団体経営体に占める法人経営体の割合は 70.0% となり、17.3 ポイント高くなっています。

(表8、統計表第1表)

表8 林業経営体数

単位：経営体、%

区分	林業経営体	個人経営体	団体経営体	団体経営体に占める法人割合	
				法人経営体	占める法人割合
2025年	342	302	40	28	70.0
2020年	498	443	55	29	52.7
対前回増減率	△ 31.3	△ 31.8	△ 27.3	△ 3.4	—

(2) 保有山林面積規模別林業経営体数

保有山林面積規模別に林業経営体数をみると、5~10ha は 92 経営体 (構成比 26.9%) で最も多く、次いで 3~5ha は 90 経営体 (同 26.3%)、10~20ha は 73 経営体 (同 21.3%) の順となっています。

前回に比べ 5~10ha 以上の各層はいずれも減少となっています。(表9)

表9 保有山林面積規模別林業経営体数

単位：経営体、%

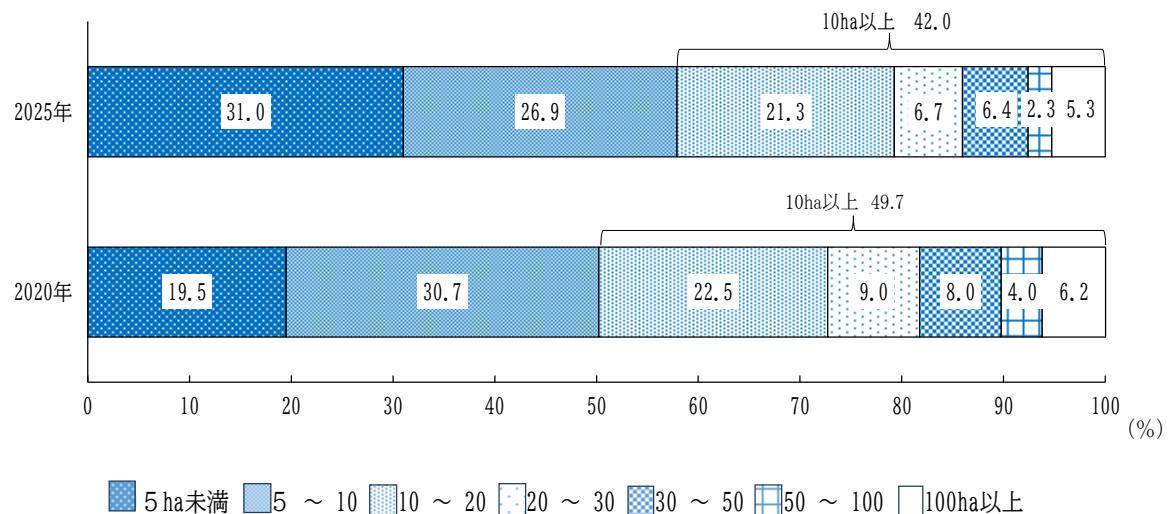
区分	計	保有山林なし	3ha未満	3~5ha	5~10ha	10~20ha	20~30ha	30~50ha	50~100ha	100ha以上
2025年	342	11	5	90	92	73	23	22	8	18
構成比	100.0	3.2	1.5	26.3	26.9	21.4	6.7	6.4	2.3	5.3
2020年	498	9	5	83	153	112	45	40	20	31
対前回増減率	△ 31.3	22.2	0.0	8.4	△ 39.9	△ 34.8	△ 48.9	△ 45.0	△ 60.0	△ 41.9

(3) 保有山林面積規模別林業経営体数の構成割合

保有山林面積規模別に林業経営体数の構成割合をみると、5ha未満で31.0%、次いで5～10haが26.9%、10～20haが21.3%となっています。

前回に比べ5ha未満は11.5ポイント高くなっています。一方、5～10haは3.8ポイント、10ha以上は7.7ポイントそれぞれ低くなっています。(図12)

図12 保有山林面積規模別林業経営体数の構成割合



第2 統 計 表

第2 統計表

第1表 農林業経営体数

単位：経営体

区分	農林業 経営体				林業 経営体				
		農業 経営体	個人 経営体	団体 経営体		個人 経営体	団体 経営体	法人 絏営体	
愛知県	19,149	19,031	18,302	729	688	342	302	40	28
名古屋市	335	328	305	23	21	8	1	7	6
豊橋市	1,964	1,962	1,868	94	93	4	3	1	1
岡崎市	738	708	683	25	25	76	70	6	5
一宮市	599	598	583	15	13	1	1	-	-
瀬戸市	85	85	79	6	5	-	-	-	-
半田市	132	132	116	16	16	-	-	-	-
春日井市	203	203	196	7	6	-	-	-	-
豊川市	1,305	1,305	1,268	37	36	9	9	-	-
津島市	170	170	162	8	8	-	-	-	-
碧南市	293	293	285	8	8	-	-	-	-
刈谷市	294	293	283	10	8	1	-	1	1
豊田市	1,456	1,417	1,354	63	52	140	132	8	5
安城市	529	529	522	7	7	-	-	-	-
西尾市	857	857	815	42	41	-	-	-	-
蒲郡市	480	480	473	7	7	-	-	-	-
犬山市	240	240	235	5	5	-	-	-	-
常滑市	195	195	177	18	16	-	-	-	-
江南市	47	47	44	3	3	-	-	-	-
小牧市	179	179	172	7	7	-	-	-	-
稻沢市	764	763	698	65	64	2	2	-	-
新城市	985	967	953	14	11	59	51	8	5
東海市	393	393	386	7	7	1	1	-	-
大府市	182	182	176	6	6	-	-	-	-
知多市	250	250	249	1	1	-	-	-	-
知立市	82	82	79	3	3	-	-	-	-
尾張旭市	28	28	25	3	3	-	-	-	-
高浜市	35	35	33	2	2	-	-	-	-
岩倉市	79	79	78	1	1	-	-	-	-
豊明市	160	160	155	5	5	-	-	-	-
日進市	155	155	146	9	9	-	-	-	-
田原市	2,516	2,516	2,427	89	88	-	-	-	-
愛西市	693	693	674	19	14	-	-	-	-
清須市	80	80	-	-	-	-	-	-	-
北名古屋市	114	114	114	-	-	-	-	-	-
弥富市	253	253	241	12	12	-	-	-	-
みよし市	248	248	240	8	8	-	-	-	-
あま市	244	243	241	2	2	1	1	-	-
長久手市	58	58	54	4	4	-	-	-	-
東郷町	83	83	81	2	2	-	-	-	-
豊山町	20	20	20	-	-	-	-	-	-
大口町	74	74	68	6	6	-	-	-	-
扶桑町	34	34	32	2	2	-	-	-	-
大治町	56	56	56	-	-	-	-	-	-
蟹江町	68	68	66	2	2	-	-	-	-
飛島村	136	136	133	3	2	-	-	-	-
阿久比町	151	151	145	6	6	-	-	-	-
東浦町	142	142	135	7	7	-	-	-	-
南知多町	144	144	130	14	13	-	-	-	-
美浜町	241	241	236	5	5	-	-	-	-
豊町	122	122	116	6	6	-	-	-	-
幸田町	246	246	239	7	7	-	-	-	-
設楽町	149	144	134	10	8	21	18	3	1
東栄町	46	35	30	5	4	14	11	3	2
豊根村	17	15	12	3	1	5	2	3	2

注 1経営体で農業経営体と林業経営体の両方に該当する場合は、それぞれに計上されています。

第2表 組織形態別経営体数（農業経営体）

単位：経営体

区分	計	法人化している経営体				地方公共団体・財産区	法人化していない経営体	個人経営体
		農事組合法人	会社	各種団体	その他 の法人			
愛知県	19,031	54	567	22	45	2	18,341	18,302
名古屋市	328	-	18	-	3	-	307	305
豊橋市	1,962	4	77	7	5	-	1,869	1,868
豊岡市	708	-	20	1	4	-	683	683
一瀬崎市	598	1	12	-	-	-	585	583
戸瀬戸市	85	-	5	-	-	-	80	79
半田市	132	1	13	-	2	-	116	116
春日井市	203	-	4	-	2	-	197	196
豊津川島市	1,305	2	27	5	2	-	1,269	1,268
碧南市	170	2	6	-	-	-	162	162
刈谷市	293	1	7	-	-	-	285	285
豊田市	293	2	5	-	1	-	285	283
安城市	1,417	11	36	2	3	1	1,364	1,354
西尾市	529	5	2	-	-	-	522	522
蒲郡市	857	5	33	2	1	-	816	815
犬山市	480	-	6	-	1	-	473	473
常滑市	240	1	4	-	-	-	235	235
江南市	195	1	14	-	1	-	179	177
小牧市	47	-	2	-	1	-	44	44
稻沢市	179	-	6	-	1	-	172	172
新城市	763	1	59	-	4	-	699	698
東海市	967	3	6	-	2	-	956	953
大府市	393	-	7	-	-	-	386	386
知立市	182	-	6	-	-	-	176	176
豊明市	250	-	1	-	-	-	249	249
日進市	82	1	2	-	-	-	79	79
尾張旭市	28	-	3	-	-	-	25	25
高浜市	35	-	2	-	-	-	33	33
岩倉市	79	-	-	-	1	-	78	78
豊日進市	160	-	5	-	-	-	155	155
豊富市	155	2	7	-	-	-	146	146
田原市	2,516	4	80	3	1	-	2,428	2,427
愛西市	693	-	12	-	2	-	679	674
清須市	80	-	-	-	-	-	80	80
北名古屋市	114	-	-	-	-	-	114	114
弥富市	253	-	10	-	2	-	241	241
みよし市	248	3	4	-	1	-	240	240
あま市	243	-	2	-	-	-	241	241
長久手市	58	-	2	-	2	-	54	54
東郷町	83	-	2	-	-	-	81	81
豊山町	20	-	-	-	-	-	20	20
大口町	74	-	5	1	-	-	68	68
扶桑町	34	-	2	-	-	-	32	32
大治町	56	-	-	-	-	-	56	56
蟹江町	68	-	2	-	-	-	66	66
飛島村	136	-	2	-	-	-	134	133
阿久比町	151	-	6	-	-	-	145	145
東南町	142	-	6	-	1	-	135	135
知多町	144	1	11	-	1	-	131	130
美浜町	241	1	4	-	-	-	236	236
武幸町	122	-	5	-	1	-	116	116
設楽町	246	1	5	1	-	-	239	239
東栄町	144	1	7	-	-	-	136	134
豊根村	35	-	4	-	-	-	31	30

第3表 耕地種類別経営耕地面積（農業経営体）

単位：ha

区分	経営耕地面積	田	畠	樹園地	経営耕地のうち 借入耕地面積
愛知県	41,106	26,786	12,014	2,307	23,450
名古屋市	804	644	100	60	489
豊橋市	4,012	1,337	2,331	344	1,885
岡崎市	1,793	1,574	172	47	1,194
一宮市	1,311	1,129	175	6	944
瀬戸市	113	44	46	23	82
半田市	365	286	77	3	225
春日井市	242	201	23	17	120
豊川市	1,522	788	637	96	698
津島市	552	491	59	2	255
碧南市	575	232	336	7	341
刈谷市	889	828	38	22	709
豊田市	3,291	2,628	480	183	2,003
安城市	2,528	2,220	250	58	2,045
西尾市	3,230	2,587	519	124	2,514
蒲郡市	406	11	62	333	74
犬山市	380	325	38	16	253
常滑市	484	420	53	11	319
江南市	57	28	28	0	39
小牧市	336	227	78	31	241
稻沢市	1,642	1,148	435	60	1,159
新城市	1,152	832	246	74	435
東海市	330	98	115	116	91
大府市	277	96	147	34	146
知多市	311	168	112	31	144
知立市	277	269	7	1	229
尾張旭市	36	29	6	1	28
高浜市	121	119	2	0	71
岩倉市	83	70	13	0	49
豊明市	238	182	42	14	128
日進市	201	149	45	7	105
田原市	5,173	830	4,083	260	1,724
愛西市	2,198	1,928	242	27	1,112
清須市	78	34	44	1	3
北名古屋市	139	115	13	12	17
弥富市	1,092	1,070	19	3	766
みよし市	380	198	98	84	161
あま市	293	257	35	0	159
長久手市	69	52	16	1	45
東郷町	163	137	24	3	21
豊山町	40	40	0	-	32
大口町	229	217	11	1	194
扶桑町	128	43	85	0	113
大治町	67	37	30	0	2
蟹江町	84	80	3	0	44
飛島村	752	731	21	0	535
阿久比町	555	446	92	18	395
東浦町	447	339	76	32	266
南知多町	249	77	151	21	154
美浜町	405	294	60	52	200
豊田町	198	130	64	4	77
幸田町	510	386	65	60	291
設楽町	273	177	95	2	118
東栄町	19	6	10	3	2
豊根村	8	2	4	2	4

第4表 農業所得依存度別経営体数（旧主副業別農業経営体数）（個人経営体）

単位：経営体

区分	計	農業所得主経営体		農外所得主経営体		副業的経営体 ①+②
		主業経営体	主業経営体 以外①	準主業経営体	準主業経営体 以外②	
愛知県	18,302	5,491	4,713	1,963	6,135	10,848
名古屋市	305	23	34	63	185	219
豊橋市	1,868	857	531	164	316	847
岡崎市	683	103	163	82	335	498
一宮市	583	93	147	69	274	421
瀬戸市	79	10	17	20	32	49
半田市	116	26	40	15	35	75
春日井市	196	22	43	37	94	137
豊川市	1,268	376	399	128	365	764
津島市	162	16	42	20	84	126
碧南市	285	144	68	26	47	115
刈谷市	283	29	63	43	148	211
豊田市	1,354	153	358	167	676	1,034
安城市	522	165	145	51	161	306
西尾市	815	300	268	59	188	456
蒲郡市	473	172	166	50	85	251
犬山市	235	14	63	37	121	184
常滑市	177	41	67	12	57	124
江南市	44	12	12	6	14	26
小牧市	172	20	30	26	96	126
稻沢市	698	198	219	70	211	430
新城市	953	98	225	112	518	743
東海市	386	91	75	91	129	204
大府市	176	57	42	25	52	94
知多市	249	45	53	49	102	155
知立市	79	3	19	11	46	65
尾張旭市	25	2	4	4	15	19
高浜市	33	6	9	5	13	22
岩倉市	78	7	15	13	43	58
豊明市	155	15	38	24	78	116
日進市	146	7	20	27	92	112
田原市	2,427	1,700	560	61	106	666
愛西市	674	237	218	62	157	375
清須市	80	8	13	18	41	54
北名古屋市	114	2	8	21	83	91
弥富市	241	47	54	18	122	176
みよし市	240	27	48	36	129	177
あま市	241	17	34	26	164	198
長久手市	54	3	8	8	35	43
東郷町	81	4	14	11	52	66
豊山町	20	-	4	3	13	17
大口町	68	6	12	4	46	58
扶桑町	32	7	6	6	13	19
大治町	56	3	9	15	29	38
蟹江町	66	6	9	6	45	54
飛島村	133	18	29	14	72	101
阿久比町	145	48	32	20	45	77
東浦町	135	43	34	19	39	73
南知多町	130	44	33	14	39	72
美浜町	236	54	55	38	89	144
武豊町	116	25	22	22	47	69
幸田町	239	55	80	20	84	164
設楽町	134	28	46	10	50	96
東栄町	30	4	4	4	18	22
豊根村	12	-	6	1	5	11

第5表 年齢別基幹的農業従事者数（個人経営体）

区分	計	15～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44
愛知県	28,572	9	111	261	417	855	1,093
名古屋市	348	-	1	1	2	6	8
豊橋市	3,699	-	18	50	58	133	177
岡崎市	859	-	6	5	9	12	20
一宮市	675	-	-	6	6	14	18
瀬戸市	89	-	-	-	1	-	5
半田市	161	-	-	4	5	5	8
春日井市	224	-	-	-	5	5	2
豊川市	2,026	2	4	7	16	55	82
津島市	145	-	-	1	-	-	2
碧南市	587	-	9	10	12	21	32
刈谷市	309	-	1	1	5	6	3
豊田市	1,461	-	-	6	10	14	24
安城市	867	-	6	7	12	20	37
西尾市	1,455	1	7	14	25	57	64
蒲郡市	825	-	1	1	12	24	35
犬山市	220	-	-	1	1	5	2
常滑市	224	-	-	-	4	5	3
江南市	60	-	-	2	1	1	3
小牧市	225	-	1	1	5	3	3
稻沢市	1,031	1	3	5	9	28	16
新城市	1,055	-	1	3	9	9	33
東海市	617	-	1	7	8	13	18
大府市	299	1	1	3	3	3	16
知立市	300	-	-	4	4	5	9
知多市	89	-	-	1	-	1	3
尾張旭市	26	-	-	-	-	2	1
高浜市	43	-	-	1	2	-	1
岩倉市	97	-	-	-	-	1	-
豊明市	166	-	-	-	-	3	4
日進市	144	-	-	-	1	3	-
田原市	6,030	3	38	80	141	308	346
愛西市	1,106	-	3	13	10	18	31
清須市	122	-	-	-	1	2	2
北名古屋市	123	-	-	-	-	-	2
弥富市	261	-	4	2	4	4	6
みよし市	272	-	-	1	3	2	5
あ久市	239	-	1	-	-	2	3
長手市	49	-	-	-	-	-	1
東郷町	76	-	-	-	-	-	2
豊山町	24	-	-	-	1	-	-
大口町	62	-	-	2	1	-	2
扶桑町	38	-	-	-	-	-	-
治大寺町	78	-	-	1	1	2	1
蟹江町	54	-	-	-	-	2	2
飛島村	137	-	-	-	-	-	4
阿久比町	216	-	1	4	4	10	7
東浦町	207	-	2	6	7	10	4
南知多町	195	-	1	2	4	9	10
美浜町	292	-	-	2	6	9	10
武豊町	131	-	-	2	3	6	5
幸田町	334	1	1	5	5	11	14
設楽町	167	-	-	-	1	5	6
東栄町	19	-	-	-	-	1	1
豊根村	14	-	-	-	-	-	-

単位：人

45～49	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74	75～79	80～84	85歳以上
1,369	1,713	1,867	2,550	3,823	4,949	4,585	2,812	2,158
11	16	22	24	49	62	72	43	31
189	268	300	425	512	535	500	289	245
44	32	32	46	109	174	179	95	96
21	24	31	47	90	135	156	75	52
4	6	3	8	14	19	15	8	6
14	3	6	8	23	27	32	15	11
4	5	11	16	29	46	42	33	26
99	126	120	168	283	352	322	208	182
2	1	3	13	21	40	28	15	19
37	39	53	65	64	75	71	60	39
4	9	11	32	32	66	72	34	33
46	59	49	75	190	313	312	212	151
44	55	63	63	107	144	152	99	58
93	77	99	100	162	272	241	132	111
39	44	44	91	123	151	129	74	57
3	6	4	16	27	46	43	42	24
8	17	6	19	34	47	39	28	14
3	1	4	6	9	10	10	2	8
4	4	8	18	38	46	45	26	23
35	57	78	82	142	218	194	87	76
29	27	30	50	153	240	218	142	111
27	41	44	62	101	79	95	63	58
23	18	18	25	43	56	50	23	16
14	17	16	21	39	49	63	34	25
1	1	2	4	15	22	17	9	13
-	2	1	2	2	5	4	5	2
1	2	2	2	9	10	7	3	3
3	1	4	9	12	13	25	13	16
3	2	4	8	22	42	38	25	15
1	5	4	9	14	24	34	24	25
402	527	567	705	775	829	634	415	260
51	82	79	100	141	203	187	104	84
4	2	8	9	17	25	25	15	12
3	2	2	11	19	36	23	13	12
7	24	17	25	37	47	49	24	11
5	11	11	17	42	50	60	39	26
6	9	13	13	28	51	48	30	35
2	-	-	3	7	8	10	13	5
-	1	6	2	17	20	14	9	5
1	-	-	3	3	6	7	2	1
5	1	2	2	8	18	10	9	2
2	5	2	-	3	7	2	11	6
-	3	3	4	11	19	12	7	14
1	2	1	1	17	14	6	6	2
5	7	3	6	25	24	37	11	15
9	9	15	26	23	41	29	26	12
12	7	11	34	32	27	30	13	12
8	12	11	22	35	27	23	19	12
17	10	15	21	38	50	42	36	36
3	9	6	6	18	25	24	13	11
18	17	8	16	43	63	62	46	24
2	7	15	8	13	33	39	27	11
-	-	-	2	2	2	4	4	3
-	1	-	-	1	6	3	2	1

第3 調査の概要

1 調査の目的

2025年農林業センサスは、我が国の農林業の生産構造、就業構造及び農山村等の農林業をとりまく実態を明らかにするとともに、我が国の農林行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的として実施しました。

2 根拠法規

2025年農林業センサスは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に基づく基幹統計の作成を目的とする統計調査として、統計法施行令（平成20年政令第334号）、農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）及び平成16年5月20日農林水産省告示第1071号（農林業センサス規則第5条第1項の農林水産大臣が定める農林業経営体等を定める件）に基づき実施しています。

3 調査体系

調査の種類	調査の対象	調査の系統	調査の方法
農林業 経営体 調査	農林産物の生産を行うか又は委託を受けた農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者※	農林水産省 ↓ 都道府県 ↓ 市区町村 ↓ 統計調査員 ↓ 調査対象 (農林業経営体)	調査員調査又はオンライン調査 (調査員調査は自計調査を基本とし、面接調査も可能。)

※試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除きます。

4 調査事項

経営の態様、世帯の状況、農業労働力、経営耕地面積等、農作物の作付面積等及び家畜の飼養状況、農産物の販売金額等、農作業受託の状況、農業経営の特徴、農業生産関連事業、林業労働力、林業の販売金額等、林業作業の委託及び受託の状況、保有山林面積、育林面積等及び素材生産量、その他農林業経営体の現況

5 調査期日

2025年2月1日現在で実施しました。

6 用語の解説

(1) 農林業経営体

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいいます。

- (1) 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業
 - ①露地野菜作付面積 15 a
 - ②施設野菜栽培面積 350 m²
 - ③果樹栽培面積 10 a
 - ④露地花き栽培面積 10 a
 - ⑤施設花き栽培面積 250 m²
 - ⑥搾乳牛飼養頭数 1 頭
 - ⑦肥育牛飼養頭数 1 頭
 - ⑧豚飼養頭数 15 頭
 - ⑨採卵鶏飼養羽数 150 羽
 - ⑩プロイラ一年間出荷羽数 1,000 羽
 - ⑪その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
- (3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3 ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。）
- (4) 農作業の受託の事業
- (5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年に200m³以上の素材を生産した者に限る。）

農業経営体

農林業経営体のうち、(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいいます。

林業経営体

農林業経営体のうち、(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいいます。

個人経営体

個人（世帯）で事業を行う経営体をいいます。なお、法人化して事業を行う経営体は含みません。

団体経営体

個人経営体以外の経営体をいいます。

(2) 組織形態別

法人化している (法人経営体)	農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいいます。
農事組合法人	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき、「組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進すること」を目的として設立された法人をいいます。
会社	次のいずれかに該当するものをいいます。
株式会社	会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいいます。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含めます。
合名・合資会社	会社法に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいいます。
合同会社	会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいいます。
相互会社	保険業法（平成7年法律第105号）に基づき、保険会社のみが認められている中間法人であり、加入者自身を構成員とすることから、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいいます。
各種団体	次のいずれかに該当するものをいいます。
農協	農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当します。
森林組合	森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当します。
その他の各種団体	農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、又は森林組合以外の組合等の団体が該当する。林業公社（第3セクター）もここに含めます。
その他の法人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、公益法人、宗教法人、医療法人、NPO法人などが該当します。
地方公共団体・財産区	地方公共団体とは、都道府県及び市区町村をいいます。 財産区とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、市区町村の一部で財産を有し、又は公の施設を設け、当該財産等の管理・処分・廃止に関する機能を有する特別地方公共団体をいいます。
任意団体	法人化していない経営体のうち、個人経営体に該当しない任意の団体で、法人化していない集落営農組織などが該当します。

(3) 農業経営体

ア 土地

経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畠）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計です。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積としました。

経営耕地の取扱い方

- (1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、全て借り受けている者の経営耕地（借入耕地）としました。
- (2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般的の借入れと同じと考えられる場合は、その耕作を借り受け耕作している者の経営耕地（借入耕地）としました。
- (3) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地としました。
- (4) 委託者が、収穫物の全てをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地としました。
- (5) 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）としました。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している農家」の経営耕地（借入耕地）としました。
- (6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）としました。
- (7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地としました。
- (8) 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、全てその農林業経営体の経営耕地としました。したがって、○○県や○○町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要があります。

耕地の取扱い方

- (1) 耕地面積には、けい畔を含めました。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ（斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。）、残りの部分については耕地以外の土地としました。
- (2) 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していない

くても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地としました。

しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはしませんでした。

(3) 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに1回も作付けしていなければ耕地とはしませんでした。

(4) 宅地内でも1a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地としました。

(5) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地としました。

また、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、専らきのこ栽培を行っている敷地は耕地とはしませんでした。ただし、農地法（昭和27年法律第229号）第43条に基づきコンクリート床などに転換した農地は耕地としました。

(6) 普通畑に牧草を作っている場合は耕地としました。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地としました。

なお、施肥・補はんなどの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地としました。

(7) 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地としました。

(8) 植林用苗木を栽培している土地は耕地としました。

(9) 肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地としました（刈敷程度は肥培管理とみなさない。）。

田

耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいいます。

水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めました。したがって、天水田、湧水田なども田としました。

(1) 陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地やたん水のためビニールを張り水稻を作っている土地）も田としました。

(2) ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地としました。また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑としました。

なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいしている土地は、たとえ水稻を作っていても畑としました。

畑	<p>耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいいます。</p> <p>なお、焼畠、切替畠（林野で抜根せず、火入れにより作物を栽培する畠及び畠と山林を輪番し、切り替えて利用する畠）など不安定な土地も畠としました。</p>
樹園地	<p>木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1a以上まとまっているもの（一定の畝幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいいます。</p> <p>花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めました。</p> <p>なお、樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畠と樹園地に分けて計上しました。</p>

イ 農業生産の販売目的の作物

販売目的の作物	<p>販売を目的で作付け（栽培）した作物であり、自給用のみを作付け（栽培）した場合は含めません。</p> <p>また、販売目的で作付け（栽培）したものと、たまたまその一部を自給向けにした場合は含めました。</p>
作付面積	は種又は植付けしてからおおむね1年以内に収穫され、複数年にわたる収穫ができない非永年性作物を作付けた面積をいいます。
栽培面積	一度のは種又は植付け後、数年にわたって収穫を行うことができる永年性作物を栽培した面積をいいます。

ウ 農産物の販売

農産物販売金額	肥料代、農薬代、飼料代等の諸経費を差引く前の売上金額（消費税を含む。）をいいます。
---------	---

（4）個人経営体

ア 主副業別

主業経営体	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいいます。
準主業経営体	農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいいます。
副業的経営体	調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいいます。

イ 農業従事者等	
基幹的農業従事者	自営農業を主な仕事としている世帯員をいいます。
農業専従者	調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいいます。

(5) 林業経営体

保有山林の状況

所有山林	<p>実際に所有している山林をいいます。</p> <p>なお、登記は済んでいないものの、実際に相続している山林や購入した山林を含めます。</p> <p>また、共有林などのうち、割り替えられずの割地（半永久的に利用できる区域）があれば、それも含めました。</p>
貸付山林	<p>所有山林のうち、山林として使用するため、他人が地上権の設定をした山林、他人に貸している土地又は分取（土地所有者と造林者が異なり、両者で収益を分配するもの）させている山林をいいます。</p>
借入山林	<p>山林として使用するため、地上権を設定した他人の山林、他者から借りている山林及び分取している山林をいいます。</p> <p>また、共有林などのうち、割り替えられる割地（何年間かで利用できる区域が変更されるもの）があれば、それも含めます。</p>
保有山林	<p>自らが林業経営に利用できる（している）山林をいいます。</p> <p>保有山林=所有山林-貸付山林+借入山林</p>

7 利用上の注意

- (1) 本調査結果は、2025年農林業センサスのうち、農林業経営体調査の主要な事項について愛知県分を集計したものです。
- (2) この結果の数値は、概数値であり、後日、農林水産省から公表される数値を確定値とします。
- (3) 「第1 結果の概要」及び「第2 統計表」の数値については、各単位ごとに四捨五入したため、合計と内訳の計が必ずしも一致しません。。
- (4) 「第2 統計表」中に用いた記号は以下のとおりです。
 - 「0」…… 単位に満たないもの（例：0.4ha → 0ha）
 - 「-」…… 調査は行ったが事実のないもの